

## 送付先申請について

原則として被保険者証等は、住民登録地に送付することになっていますが、やむをえない事情に限り、送付先を設定することができます。なお、送付先を**変更・解除する際**も必ず保険年金課保険係まで申請が必要です。

※国民健康保険被保険者証については、成年後見人等が設定された場合を除き住民登録地以外には送れません

### 【送付先に設定できる場所】

1. 被保険者本人が住んでいる場所（入院、入所先、仮住まい等で住民票が異動できない場合）
2. 親族または成年後見制度で選任された方の住所（認知症等で本人が管理できない場合）

### 【申請できる人】

1. 被保険者本人
2. 親族または成年後見制度で選任された方 ※変更・解除の場合、当初申請をされた方

### 【必要書類】

- 送付先申請書（全員）

#### <被保険者本人が申請者の場合>

- 申請者の本人確認資料（免許証・保険証・パスポートなど）
- 送付先住所を確認できるもの（送付先の方の名前と住所の分かるもの）

#### <親族・成年後見人等が申請者の場合>

- 申請者の本人確認資料（免許証・保険証・パスポートなど）
- 送付先住所を確認できるもの（送付先の方の名前と住所の分かるもの）
- 委任状、または、申請書の宣誓書欄への記入（本人が委任状を書けない場合）  
※代理権が証明できる場合は不要
- 決定通知書（公正証書）、登記事項証明書（成年後見人制度等で選任された方が申請される場合）  
※保佐人、補助人、任意後見人が申請される場合、「代理行為目録」も必要です。

<住民登録を変更せず施設等に入所された方へ>

お手数ですが区役所からの郵便物（納税通知書など）が確実にお手元に届くよう各窓口で送付先の変更手続きをお願いします。

旭区役所保険年金課保険係

Tel045-954-6134（国保・介護）6138（後期）

申請書あて先：切り取ってお使いください。

〒241-0022

横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12

横浜市旭区役所 保険年金課

保険係（資格・給付）担当あて